

(判決後の記者会見資料)

平成 26 年 12 月 5 日

控訴審判決を受けて・声明

延岡大貫 K D D I 携帯基地局撤去訴訟

原告団 代表 岡田澄太

まずは、これまで応援して頂いた皆様に心からお礼を申し上げたいと思いません。

私たち延岡市大貫町住民が健康被害の発生から基地局撤去に向けて本格的に動き出したのは平成 19 年 1 月でした。それから 8 年間、たくさんの方々のご支援とご協力を受けてまいりました。

荻野晃也先生、宮田幹夫先生、吉富邦明先生、沖縄の新城夫妻そしてご支援いただいた全国の皆様にこの場をお借りして心からお礼を申し上げたいと思いません。

また、徳田靖之弁護士を始めとする弁護団の皆様にはこの困難な裁判を引き受けて頂き、言葉では言い尽くせないほどのご恩を受けました。原告を代表して住民を代表して心から感謝申し上げます。

判決ですが「控訴人請求を棄却する」というものでした。

「勝った」、「負けた」で言いますと、「負けた」ということになるのですが、この私たちが起こした「延岡大貫 K D D I 基地局撤去訴訟」は勝った、負けたで終わるものではありません。

この裁判は、現に発生し継続している K D D I 基地局からの電磁波被害・加害を止めさせるための裁判です。

だからまだまだ「撤去」するまで闘いは続くのです。今回の判決は「法治国家の一員として、「裁判」という制度を用いて「撤去」させようとしたが功を奏しなかった」だけなのです。

K D D I が撤去するまで私たちの闘いは続きます。

大貫町の住民を 24 時間、電磁波という「見えないムチ」で叩き続けているのは K D D I であり、まさに刑法で裁かれるべき刑事犯であります。

しかしながらこの憎き K D D I と並んで、私たち住民に苦痛と絶望を与えているのは裁判所であることを、この裁判を通じて思い知らされました。

裁判という解決手段の闘いを振り返って、私たちは裁判所・司法に対して、むなしさがこみ上げてきます。

なぜ、私たちの助けてくださいという命の叫びを裁判所・司法は分からないのか、分かろうとしないのか。

立法の行き過ぎを諫め、行政の横暴を質し、国民が健康で文化的な営みをする事の担保を担っているのが、司法であり、それが司法の責務ではないのか。

国民の基本的人権をそして生存権を、あらゆる事象から守り抜くことが「司法」の存在意義ではないのか。

その司法が、立法に慮り行政にすり寄り、その裏返しとして国民の基本的人権を踏みじるといふ、今の司法はまさに死んでいるとしか思えません。

三権分立の要である位置にしながら、自らその職責を忘れ、国民を絶望の淵へと導こうとしています。

一審から私たちは「公正で勇気ある判決を」と言い続けてきました。

このようなことを言わざるを得ない今の「司法」はまさに絶望の司法です。このような「司法」に頼らざるを得ない日本国民はなんとかわいそうな国民でしょう。

今の日本の現状を、行く末を誤らせている一番の張本人は「司法」ではないでしょうか。

また、私たちは「科学者」、「医学者」と言われる人の研究論文、研究資料といわれるものや講演会の発言に翻弄され、光の見えない闘いを強いられてまいりました。

私は言ったもの勝ちの世界で言いたい放題言って、言ったことに何の責任も取らないこれらの人たちに対して、怒りが収まりません。

電磁波問題において、その権化が電磁界情報センター所長である大久保千代次氏ではないでしょうか。

また、電磁界情報センター主催の電磁界フォーラムに参加した東海大学の坂部貢氏や福島県立医科大学の宇川義一氏もその類の研究者でしょう。

全国の電磁波で苦しんでいる人を代表して、世の科学者、医学者と言われる人に問いたいのです。あなたは何のために科学者、医学者といわれるものになったのか、何のために科学を追求し、医学を志したのかと・・・。

「人」を救うためになったのではないのかという言葉投げつけたいのです。

この大久保千代次、坂部貢そして宇川義一は、延岡市大貫町に来て、KDDIの $22\mu\text{w}/\text{cm}^2$ の電磁波が流れる私の家で1週間暮らしてもらいたい。そうすれば私たちの苦しみ分かるはずです。

何の責任も取らない言い放しの電磁界情報センター長の久保千代次を筆頭とする電磁波問題に巣食う科学者、医学者といわれる者たちによって、電磁波問題の解決が、健康被害からの解放が遅れていることを、ここに断言しておきます。

KDDIを始めとする通信会社は、延岡のこの判決を受けて「健康被害は無いことが証明されました」と言うのでしょうか。自ら建てた基地局による電磁波によって多くの人たちが苦しみ寿命を縮めている現状に目を背けて。

全国の携帯基地局から発する電磁波によって健康被害を受けている人たちに伝えたいと思います。

この判決が出されるも、決して落胆しないでください。

延岡市大貫町の住民が起こした基地局撤去裁判は判決で申し立てを退けられましたが、これは「裁判という方法で撤去することが功を奏しなかった」だけです。判決では棄却しましたが、健康被害の発生は認めています。

決して、健康被害がないことの証明がされたものではありません。

重篤な健康被害は全国いたるところで現出しています。

因果関係がないのではなく、通信会社の隠蔽、医学者の怠慢、研究者の逃避によって「健康被害の証明が遅れている」だけです。

6年間の裁判による闘いにおいて、頭鳴り、耳鳴り、鼻血等の発生が確認されてきました。

いま全国から「延岡市大貫町」とまったく同じような症状が発生している地域が続々と名乗り始めています。この声を通信会社も行政も「司法」も看過することはできない時が必ずやってきます。

もう少しです。

もう少し待てば、必ず、いまの携帯基地局の在り様を変えさせることができると信じています。

その日は遠くありません。

望みを捨てないで頑張ってください。